

# ご説明資料

令和4年6月

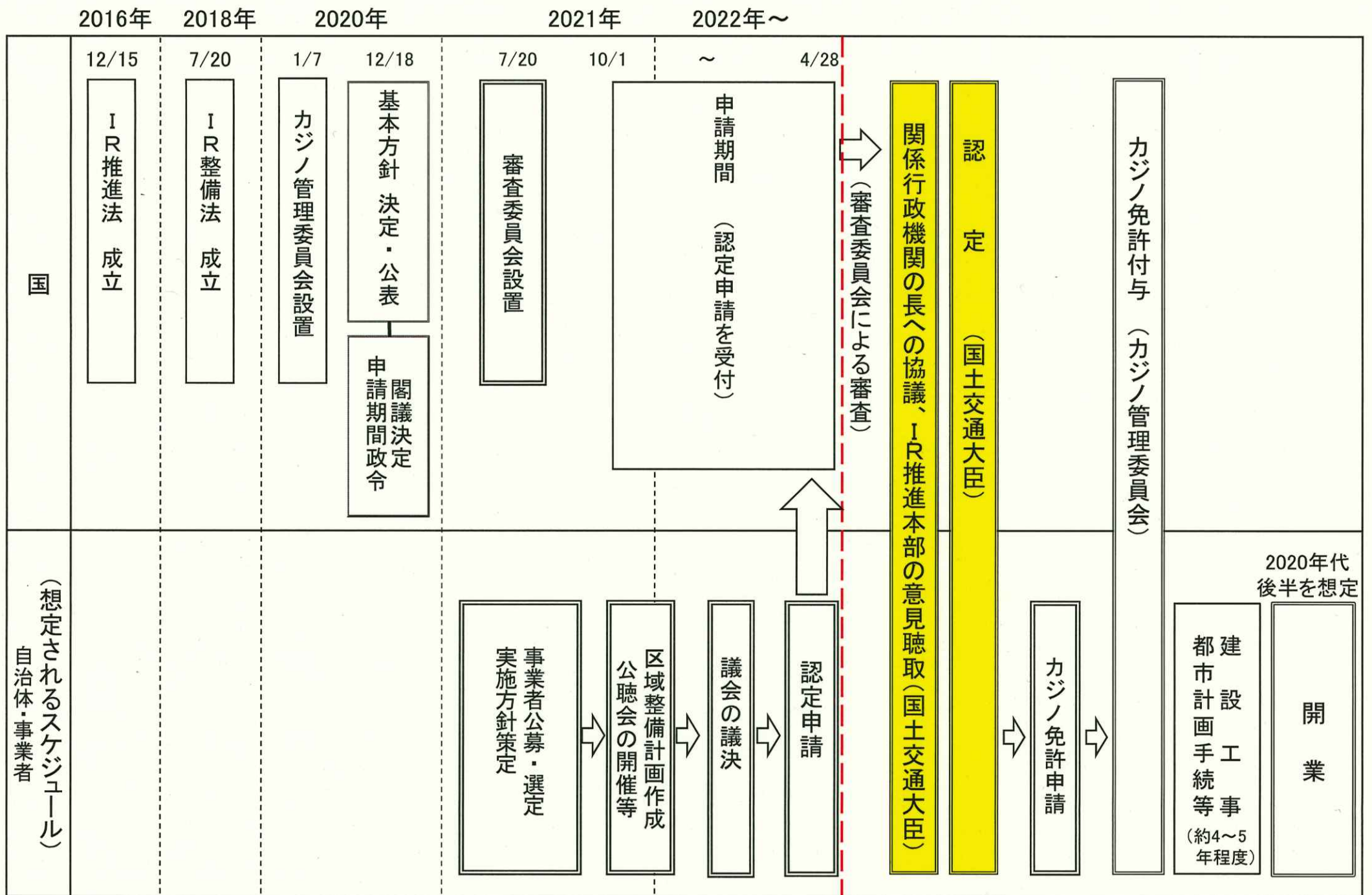
# 目次

---

1. 現状の動向とスケジュール	… P - 2
2. 第1回質問回答に対する再質問(案)について	… P - 5
3. 要求基準の確認(形式面)について	… P - 41
4. 要求基準の確認(確認内容)について	… P - 46
5. 審査のスケジュールについて	… P - 61

# 1. 現状の動向とスケジュール

---



既に実施した手続き | 現在実施中の手続き





## 第2回目の質問に当たっての基本的な考え方

- 第1回目の質問については、資金調達の確実性(要求基準4関連)やIR事業の一体性(要求基準11関連)などを重点的に確認し、5月17日に申請者に対し発出。大阪府は6月3日までに、長崎県が5月31日までに全ての回答があったところ。
- 第2回目の質問に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりとしたい。  
(第3回目以降の質問については、その時までの質問回答内容を踏まえ、必要に応じ行うこととしたい。)

### ■大阪府

- ・第2回目の質問は、以下①～③の質問を併せて発出する。

(前回委員会の議題)

- ①要求基準3～19の確認内容に関連する質問

(今回委員会の議題)

- ②第1回目の質問回答に対する再質問
- ③要求基準1～2の確認内容に関連する質問

### ■長崎県

- ・第2回目の質問は、第1回目の質問回答のうち、資金調達の確実性(要求基準4関連)に関するもののみ再質問を発出。
- ・再質問の送付に当たっては、以下の内容を併せて記載することとしたい。

○今回提出のあった質問回答の内容を踏まえ、資金調達の確実性に疑義があるため、資金調達の確実性が確認できるまで、他の項目の審査を行わないこと

○資金調達については、

- ①具体的な資金の拠出主体及び拠出額
- ②具体的な拠出方法
- ③拠出額や拠出方法が根拠のない見通しや予定、意向等不確実なものではなく、確実に調達できると認識するに足る具体的な根拠

について、審査の上、その適否を判断する必要があること

○回答の遅延、引き延ばし等は他の自治体との公平性を確保する上で問題となる場合があるため、早期の回答が求められること

## 2. 第1回質問回答に対する再質問(案) について

---





## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	1
質問の内容	<p>「2. 資金計画(2)資金調達の内訳」における「さらに、季節要因等による一時的な運転資金の増加、感染症の大流行等の緊急事態等に対して資金繰りの柔軟性を確保するため、金融機関より運営資金用コミットメントラインの設定を受ける予定。」という記述について、具体的な内容の説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>• 運転資金用コミットメントラインは、パンデミックその他の緊急事態に対応する運転資金への [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]</li><li>• [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]</li></ul>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	2
質問の内容	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行による融資確約書において、融資確約書の宛先が「MGM・オリックス コンソーシアム 御中」となっているが、「大阪IR株式会社」と同義であるのか確認させていただきたい。
回答	<p>株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行から、本質問について、以下の回答を受領しており、IR事業者としても同様の理解です。</p> <p>&lt;株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からの回答&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• [Redacted]</li><li>• [Redacted]</li><li>• [Redacted]</li></ul>

# 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3
質問の内容	<p>添付資料「資金調達の実確性を裏付ける客観的な資料」のうち、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行による融資確約書において、 融資は確実に受けられないということになるのか、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答	<p>株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行から、本質問について、以下の回答を受領しており、IR事業者としても同様の理解です。 &lt;株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からの回答&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•</li></ul>
再質問(案)	

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	項目	質問の内容
新規	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」について	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行による融資確約書について、各々の拠出額や資金拠出根拠について説明を頂きたい。





## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	4
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none"><li>• [REDACTED]</li><li>• [REDACTED]</li><li>• [REDACTED]</li></ul> <p>• このような認識のもと、大阪府・市及びIR事業者は、IR事業実現に向けた強い意志をもって本事業に取り組んでいます。</p>

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>5</p>
<p>質問の内容</p>	<p>少数株主による出資について、それぞれの資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 少数株主による出資は、[REDACTED]別紙1「少数株主の流動資産等推移」のとおり、<u>いずれの会社も、出資金を拠出するために十分な現金及び預金、流動性資産等を有しており、出資には支障がないものと考えます。</u></li> <li>• なお、[REDACTED] [REDACTED]</li> </ul>
<p>再質問(案)</p>	<p>資金調達の確実性を確認するため、[REDACTED] [REDACTED]を提出頂きたい。</p>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>6</p>
<p>質問の内容</p>	<p>特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。)において、認定区域整備計画の数は3の範囲内に限定されており、制度上、認定されたIR事業が円滑かつ確実に行われることが求められているところ。</p> <p>この点、添付資料の大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書(以下「基本協定」という。)第19条第4項において、大阪IR(株)が区域整備計画の認定が得られた日から30日を経過した日において、7つの条件が成就していないと判断する場合は基本協定を解除することができる旨の規定が見受けられるが、区域整備計画の認定がなされた後に、これら条件が満たされない場合、IR事業を実施しないことも有り得るのか、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>また、仮に、区域整備計画の認定後にIR事業を実施しない場合、IR整備法第19条第1項に基づき、その事業廃止について国土交通大臣の承認を受けなければならないとされていることと、基本協定における当該規定との関係についてどう考えているか、具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>回答 (1/3)</p>	<p>○1点目の質問への回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本協定第19条4項に規定する7つの条件は、1兆円を超える極めて大規模な投資にかかる経営上の判断、IR事業の長期継続性・安定性の確保、国内外から極めて多くの来訪者が訪れる大規模集客施設に求められる高い安心・安全や国際競争力ある滞在型観光拠点の形成の実現等の観点から、IR事業を適切に実施していく上で、充足が不可欠な前提事項であると考えています。</li> <li>かかる観点から、IR事業者としては、IR事業を実施する上では、これら条件が満たされることが必要ですが、基本協定第15条第1項及び第2項にも規定するとおり、大阪府・市及びIR事業者は、区域整備計画の認定が得られた場合には、実施協定を締結し、IR事業を実施することを前提に、これまで認定申請手続きや各種準備作業等を進めてきたところです。なお、IR事業のような大規模かつ超長期にわたる事業で、事業実現のための課題が残る状況においては、一つひとつの課題解決を図りながら、慎重に事業を進めることが通常です。</li> </ul>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>6</p>
<p>回答 (2/3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• また、大阪府・市及びIR事業者は、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型IRの実現を図ることで、成長産業たる観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪経済の更なる成長を実現し、もって我が国全体の観光及び経済振興の起爆となることをめざしており、ポストコロナにおいて再び観光を成長軌道に乗せ、観光立国を実現するためにも、世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込むIRの導入は不可欠と考えており、このような展望と認識のもと、今後も、IR事業の実現とこれら課題の解決に向け、相互に緊密に協力・連携するとともに最大限努力していく所存であり、事業実現に向けた強い意志をもって本事業に取り組んでいるところです。</li> <li>• なお、MGMリゾート・インターナショナル(以下「MGM」という。)及びオリックス株式会社(以下「オリックス」という。)は、これまで10年以上にわたって日本でのIR実現のための検討・準備に携わってきており、2019年からは大阪にコミットしてきました。そして、両社協働して[REDACTED]を構築し、施設計画や提案書作成に必要となる数十社に及ぶ協力会社の支援を得ながら、大阪府・市が実施するRFC(2019年8月・9月に提案書を提出)及びRFP(2021年7月に提案書を提出)に対応してきました。</li> <li>• 2021年9月に大阪府・市から設置運営事業予定者に選定されて以降においても、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化にもかかわらず、事業体制をさらに強化し、大阪府・市とも連携・調整しながら、IR施設の早期着工・早期開業に向けて、区域整備計画の認定に先立って、以下のような準備作業を進めてきました。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IR事業用地のボーリング調査 [REDACTED]</li> <li>➢ 係留施設整備にかかる [REDACTED]</li> <li>➢ 液状化対策の検討にかかる詳細調査・分析 [REDACTED]</li> <li>➢ 基本計画の策定 [REDACTED]</li> <li>[REDACTED]</li> <li>➢ 環境アセスメント手続き(2022年5月2日方法書の縦覧～実施中)</li> <li>➢ 工事計画の検討及び公共インフラ整備との調整</li> <li>➢ 大阪府・市や関係機関等との各種協議・調整(行政手続き、施設計画、工事計画、各種許認可等)</li> <li>➢ 金融機関との融資協議(融資確約書の取得、融資団組成準備)等</li> </ul> </li> </ul>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>6</p>
<p>回答 (3/3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• このように、MGM及びオリックスは、区域整備計画の認定の申請に至るまでにも、相当の時間、労力、人員及び開発費用を投じてきたところであり、今後も同様に、事業実現に向けた準備を鋭意進めていく予定です。</li> <li>• また、関西企業を中心とした20社にのぼる少数株主からは、IR事業への出資に加え、MICE、観光、インフラ、施設設計等に至る多様な領域で協力を得る等、大阪・関西一丸となった事業実施体制を構築してきました。さらに、複数回の市民向けシンポジウム及び地元企業向けセミナーの開催、IRゲーミングEXPOへの出展等を行い、IR事業への地域の理解促進にも取り組んできたところです。</li> <li>• MGM及びオリックスは、大阪IRへの投資を重要な成長機会と位置付け、これまで相当の先行投資を行ってきたところであり、また、IR事業を通じて大阪・関西、ひいては我が国の観光及び経済の持続的成長に貢献するとともに、地元地域・経済界からの期待やこれまでに構築してきた大阪府・市との信頼関係に応えていきたいと考えており、事業実現に向けた強い意志をもって本事業に取り組んでいるところです。</li> </ul> <p>○2点目の質問への回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本協定の締結は、IR整備法に義務付けられた法令上の手続きによるものではなく、大阪府、大阪市及び大阪IR株式会社が当事者間の権利及び義務等を任意に取り決めたものですが、仮に、基本協定の解除によって、区域整備計画の認定後にIR事業を実施できなくなるような事態が生じるような場合は、同法第19条第1項又は第35条第1項第2号に基づく手続きを適法に行う必要が生じ得るものと認識しています。</li> <li>• なお、このような場合に、IR整備法第19条第1項に基づく設置運営事業等の廃止の承認を受けるのか、あるいは同法第35条第1項第2号に基づき区域整備計画の認定の取消しの申請を行うのか、また、これら手続きをどのタイミングで行う必要があるのかなど、IR整備法に基づく具体的な手続きの方法及び内容等については、基本協定第19条のいずれの条項が適用されるかや、当該解除権の行使に至る状況・事情・理由等を踏まえて、個別に検討及び判断する必要があるものと考えており、そのような必要が生じた時点で、国との間で適切に協議・調整させていただきたいと考えています。</li> </ul>







## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
質問の内容	<p>要求基準11において、「IR事業者は、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、必要に応じてカジノ事業以外のIR事業にかかる外部委託やテナント等へのリースを行う。」と記載されているが、経営判断をIR事業者に留保する方法について、業務委託の範囲を含め、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>説明に当たっては、区域整備計画において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力増進施設については、「IR事業者が全体のコンテンツを統合管理しつつ直接運営するものと、専門的な知識やノウハウを有するパートナーに運営を委託するものの両方を想定」とされている点</li> <li>・送客施設については、「IR事業者が設置する送客を担当する事業部を主体として、送客施設の運営・管理、業務委託先、自治体やDMO、観光及び交通関連事業者等の連携先を含む、広範な実施体制を構築」とされている点</li> <li>・宿泊施設については、「附帯施設の運営については、IR事業者又はMGM及びオリックス等への委託等により行う」とされている点</li> <li>・その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設については、飲食施設では「一部、第三者へのリース方式や運営委託方式を戦略的に導入」とされるなど、一部業務委託の記載がある点を踏まえ、1～6号施設のそれぞれについて、記載を頂きたい。</li> </ul>
回答 (1/4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪IRの事業運営形態の基本的な考え方は、大阪IRの主要施設については、一体性が確保されたIR事業者である大阪IR株式会社が直接運営し、他方、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から業務委託先等を活用する場面においては、当該業務委託先等との間の契約上の各規定を通して、当該業務委託先等による業務執行等をモニタリングすることでコントロールするというものです。これらによって、区域整備計画に記載した全ての事業運営を適切かつ確実に実施することについての最終的な経営責任をIR事業者が負うことの明確化、大阪IRにおけるカジノ事業から非カジノ事業への確実な収益の還元、大阪IR全体の廉潔性確保、大阪IRの各事業の相互連携・相乗効果の最大化を図ります。</li> <li>・MGMリゾート・インターナショナルは、複数の法的管轄区域にわたりIRを運営しており、IRとその多岐にわたる業務を行う運営能力を持ち合わせております。また、オリックスは、宿泊施設、MICE施設、商業施設、及び複合施設等の開発・運営に関する豊富な経験を通じ、多種多様な業務委託先等を活用・統括する能力を有しています。両社は、それぞれ有するノウハウや専門人材等を活用してIR事業者を支援し、IR事業者が、大阪IRの主要施設の直接運営及び各業務委託先等のモニタリングを含む大阪IRに関するあらゆる業務を行う運営能力を持ち合わせるように組織づくりを行うことを予定しております。</li> </ul>



# 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
回答 (2/4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 要求基準8の添付資料(要求8-1_設置運営事業者等の組織図)に記載のとおり、IR事業者の組織体制として、  <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> </li> <li>これら指揮命令系統により、各施設は一体的に運営することを予定しております。</li> <li>• 業務委託先等の活用には、施設ごとの業務の特性に応じた業務委託、運営委託、リース、その他の形態の場合も含め、IR事業者との間で契約(又はこれに準ずる書面)を締結します。  <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 2px;"></div> </li> <li>上記の仕組みにより、業務委託先等の廉潔性及び適切な業務執行を確保し、IR事業者の管理・監督のもとで施設の設置・運営を実現します。</li> <li>• 施設ごとの現時点における想定については以下のとおりです。</li> </ul> <p>&lt;1号施設及び2号施設 国際会議場施設及び展示等施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• IR事業者による直接運営とし、IR事業者が主体となり、国際会議場施設及び展示等施設(以下「MICE施設」という。)の主催者に対して、直接的なセールス活動を行います。これに加えて、国内外のPCOや旅行代理店等のパートナー企業と連携し、これらパートナー企業が有する顧客ネットワークを活用したより広範なセールス活動を展開します。後者の場合においても、大阪IRでの最終的なイベントの受入れ可否は、IR事業者が判断を行います。</li> <li>• また、IR事業者自らが、MICE施設全体の運営方針の策定や、予約の管理、日々の施設運営を統括します。施設の清掃、音響調整などの一部業務については、外部委託を活用する可能性があります。これらについても、IR事業者の管理・監督のもとで実施します。</li> </ul>

(次頁へ続く)



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
回答 (3/4)	<p>&lt;3号施設 魅力増進施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業者が、全体的な運営方針を策定するとともに、提供するコンテンツや開催するイベント等のコンセプトやスケジュールを統合管理します。</li> </ul> <p>その上で、IR事業者が作成したコンセプトに基づき、コンテンツ制作及びイベント等の開催において、必要に応じて類似イベントの開催実績やノウハウを有する業務委託先等への委託を行う予定です。また、舞台・音響・照明・映像等の設備、機材の管理・調整等の専門性を有する業務についても、IR事業者の管理・監督のもとで業務委託先等への委託を行う予定です。</p> <p>&lt;4号施設 送客施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業者による直接運営とし、ショーケース機能及びコンシェルジュ機能を連携させた来訪者へのサービスの提供、各機能で提供する観光コンテンツの管理、観光事業者との連携など、送客施設の運営全般において、IR事業者が決定権を持ちます。</li> <li>観光情報の収集、観光コンテンツ(旅行商品)の組成、来訪者への提案・手配など、観光分野の専門性が必要な業務については、IR事業者の管理・監督のもと、旅行会社への業務委託や同社からの人材受入を想定しています。また、ショーケース機能及びコンシェルジュ機能で活用するICTやデバイスの導入・保守等については、IR事業者の管理・監督のもと、テクノロジー企業への業務委託を予定しています。</li> <li>なお、広域での周遊観光の実現の為には特に、IR事業者のみならず、地方自治体、DMO、観光関連事業者等、広範な関係者との連携が重要となるため、旅行会社からの業務支援を受けつつ、これら関係者と連携した実施体制の構築を進めます。</li> </ul> <p>&lt;5号施設 宿泊施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設は、IR事業者が直接運営します。</li> <li>宿泊施設の附帯施設のうち、一部の飲食施設や物販施設、スパ施設等については、IR事業者による宿泊施設全体の運営管理のもと、各施設の第三者へのリースや運営委託を導入する予定です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
回答 (4/4)	<p>&lt;6号施設 エンターテイメント施設、飲食施設、物販施設&gt; エンターテイメント施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•IR事業者が直接運営し、年間利用計画及びチケット販売戦略等の方針策定を行います。</li><li>•コンテンツの制作やアーティストの誘致、舞台関連設備・機材の管理等の専門性を要する業務については、IR事業者が策定する方針に基づき、実績の豊富な業務委託先等への委託を予定しています。</li></ul> <p>飲食施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•IR事業者による直営を基本としつつ、一部飲食施設の店舗コンセプト策定やメニュー監修等について外部委託を想定しています。</li><li>•また、テナントへのリース方式を採用する場合には、IR事業者が策定する飲食施設全体の運営方針に基づき、テナントの選定を行います。選定先のテナントはIR事業者が策定した方針に従い、各店舗の運営を行います。</li></ul> <p>物販施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•IR事業者が物販施設全体のコンセプト及び運営方針を策定し、テナントの選定を行います。</li><li>•選定先のテナントは、IR事業者が策定した方針に従い、各店舗の運営を行います。</li></ul>



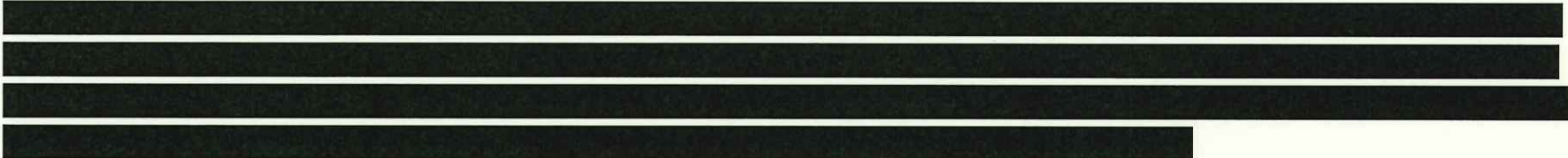




## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>10</p>
<p>質問の内容</p>	<p>IR事業の一体性及び継続性の観点から、各業務委託の委託期間及び当該委託期間終了後の扱いについて説明を頂きたい。</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 委託業務の内容によって、委託期間や委託期間終了時の取扱い(終了・更新等)は異なることとなりますが、いずれの委託業務においても、認定を受けた区域整備計画の内容に従い、  <del>_____</del>  <del>_____</del>  <del>_____</del>  <del>_____</del> 役務提供がIR事業者の意に反して中断されないような工夫を行います。</p> </li> <li> <p>・ 同時に、質問No.8の回答に記載したように、各業務委託はIR事業者の経営層による指揮命令系統のもとで遂行されるものであり、  <del>_____</del>  <del>_____</del>  <del>_____</del> 事業期間にわたって、事業運営の継続性が損なわれないように対応します。</p> </li> <li> <p>・ なお、MGMは、60年にわたって複数の大規模IR施設の開発・運営実績を有しており、これら施設では、MGMによる直接運営のもと、業務委託先等を適切に活用し、一体的且つ、継続的な運営を行ってきました。また、オリックスは、国内において、宿泊施設、MICE施設、商業施設、複合施設等を開発・運営してきた実績を有しています。さらに、IR事業者には、大規模施設の設計・施工、維持管理、各IR施設(カジノ施設を除く)の運営に実績・ノウハウを有した複数の少数株主が出資する予定です。</p> </li> <li> <p>・ このように、IR事業者は、MGM、オリックス及び少数株主が有するIR施設の開発及び運営に関する実績・ノウハウを活用することで、いずれにせよ、長期間にわたり、安定的・継続的にIR事業を運営できる体制を有しています。</p> </li> </ul>

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>11</p>
<p>質問の内容</p>	<p>業務委託先に対し、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の事務局(観光庁)からも、業務受託の意思を確認させていただきたいと考えており、業務委託先の連絡先や、日本語でのやり取りが可能な担当者名をお知らせいただきたい。</p>
<p>回答 (1/2)</p>	<p>(1)業務委託先等の受託意思の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•業務委託先等は、大阪府・市及びIR事業者(オリックス及び合同会社日本MGMリゾート)に対して守秘義務を負っていることから、大阪府・市及びIR事業者の事前の承認無く、第三者に対して大阪IRに関する情報の開示・提供を行うことが困難な状況です。</li> <li>•これを踏まえ、業務委託先等の意思については、<u>業務委託先等からの捺印(外国企業においては署名とする。以下同じ。)</u>のある意向表明書その他の業務受託等にかかる意思確認が可能となる書面の提出により、<u>確認頂くことを希望します。</u></li> <li>•なお、業務委託先等が外国企業の場合、窓口となる担当者は当該国に在籍する人物となり、英語でのやり取りが必須となります。また、質問No.7回答に記載したとおり、認定申請時(2022年4月)においては、業務委託先等はあくまで現時点での候補との位置付けです。</li> </ul> <p>(2)意向表明書を取得している業務委託先等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• </li> </ul> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	11
質問の内容	<p>業務委託先に対し、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の事務局(観光庁)からも、業務受託の意思を確認させていただきたいと考えており、業務委託先の連絡先や、日本語でのやり取りが可能な担当者名をお知らせいただきたい。</p>
回答 (2/2)	<p>(3)意向表明書の取得を行っていない業務委託先等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• IR事業者は、業務委託先等の候補者に対して、交渉や候補者間での競争を通じてより良い提案を求め、候補者を選別・選定する立場にあり、発注者と業務委託先等の候補者との間には、ビジネスや契約交渉上の緊張関係が存在します。</li> <li>• かかる状況を踏まえ、業務委託先等から意向表明書を取得することが、IR事業者のビジネスや契約交渉上の地位に悪影響を及ぼすと考えられる相手方からは、現時点においては意向表明書の取得を行っていません。</li> <li>• これら意向表明書を取得していない業務委託先等についても、必要であれば、以下のような方法により、御庁に対して、業務受託等にかかる意思確認が可能となる書面の提出を行うことが可能と考えています。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①別紙3「意向確認書」を大要とする形式にて、業務委託先等の候補者から書面を受領し、大阪府・市及びIR事業者を介して御庁へ提出する。</li> <li>②御庁から業務委託先等の各候補者に対して、大阪府・市及びIR事業者を介して、書面にて意向確認を依頼し、各候補者から書面で回答の提出を受ける。</li> </ol> </li> <li>• なお、上記②による場合は、当該書面の内容が、IR事業者と各候補者との間のビジネスや契約交渉上の緊張関係に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮いただく必要があると考えており、例えば、かかる意向確認によって、特定の候補者が業務委託等を受けることが確約されたかのような状況や、候補者側が交渉上優位となるような事態が生じるおそれがないよう、確認書面の具体的な内容については、できるだけ大阪府・市及びIR事業者との間で事前に調整いただけることを希望します。</li> </ul>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7～11
再質問(案)	<p>特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定、以下「基本方針」という。)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「カジノ事業を含むIR事業はカジノ事業の収益を活用して公益目的を実現するために認められるものであり、カジノ事業の収益を公益目的に確実に還元するためIR事業は一体性が求められる。」</li> <li>・「一の設置運営事業者による一体的な経営が原則となるが、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、・・・、経営判断をIR事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外のIR事業について業務委託やテナントへの入居契約を行うことが可能である。」</li> </ul> <p>と規定しているところ。</p> <p>この点、「認定申請された区域整備計画等の申請書類に関する質問事項について(回答)」(令和4年5月31日付け)の質問番号8への回答(以下「前回回答」という。)においては、「大阪IRの事業運営形態の基本的な考え方は、大阪IRの主要施設については、一体性が確保されたIR事業者である大阪IR株式会社が直接運営し、他方、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から業務委託先等を活用する場面においては、当該業務委託先等との間の契約上の各規定を通して、当該業務委託先等による業務執行等をモニタリングすることでコントロールするというものです。」という記述が見受けられたところ、以下2点に関し、説明を頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① IR事業の一体性を確認するため、回答において記載のあった、直接運営の対象となる大阪IRの主要施設の内容について、どの業務を直接運営とし、どの業務を業務委託とするのか、具体的にお示しいただきたい。その際、前回回答における「主要施設を直接運営」という旨の記載は、IR事業の根幹を成す業務についてはIR事業者が直接経営するという理解でよいか、併せて説明いただきたい。</li> <li>② 仮に、IR事業の根幹を成す業務について業務委託を行う場合は、その業務委託先の確保が困難になった場合の対応について、説明いただきたい。</li> </ol>



# 資金調達計画(長崎県の区域整備計画)(添付資料より事務局作成)

		資金構成	資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(概略)
資金調達総額 約4,383億円	借入金等 約2,630億円	[Redacted]	① [Redacted]: [Redacted] ・コミットメントレター(確約書)ではない (書面中にも [Redacted] 旨記載) ・英文での書面
		[Redacted]	② [Redacted]: [Redacted] ・文書の中身には、[Redacted] と記載 ・資金拠出能力が不明瞭
		[Redacted]	③ [Redacted]: [Redacted] ・資金拠出能力が不明瞭、英文での書面
	出資金 約1,753億円	CAIJ([Redacted]からの出資) 1,402億円(80.0%)	④ [Redacted]: [Redacted] ・資金拠出能力が不明瞭、英文での書面 ・文書中に、[Redacted] 旨、記載
		[Redacted]	上記、③に同じ
		[Redacted]	上記、②に同じ

(※)添付書類において、「拠出金額のドル表記については、[Redacted]」、及び「各社レターの記載金額は上記を超えているが、金額の内訳は暫定値であり、今後変更になる可能性がある」旨、記載されている。

		資金構成	資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(概略)	
資金調達総額 約4,383億円	借入金等 約2,630億円	[Redacted]	① [Redacted] : [Redacted] ・コミットレター(確約書)ではない (書面中にも [Redacted] 旨記載) ・資金の出元や拠出根拠が不明瞭 ・ [Redacted]	
		[Redacted]	② [Redacted] : [Redacted] ・文書の中身には、 [Redacted] と記載 ・資金の出元や拠出根拠が不明瞭	
		[Redacted]	③ [Redacted] : レター名なし(文書中に [Redacted] の記載あり) ・コミットレター(確約書)ではない ・資金の出元や拠出根拠が不明瞭	
	出資金 約1,753億円	CAIJ 1,402億円 (80.0%)	[Redacted]	④ [Redacted] : [Redacted] ・資金の出元や拠出根拠が不明瞭
		[Redacted]	上記、③に同じ	
		CAI [Redacted]	⑤ CAI [Redacted] : [Redacted] ・ [Redacted]	
	[Redacted]	⑥ [Redacted] : [Redacted] ・資金の出元や拠出根拠が不明瞭 ・最終的に、大手国内企業・九州内企業からの調達に更新する 予定であり、 [Redacted] の出資額は [Redacted] 未満とする見込み		
	[Redacted]	上記、②に同じ		

(※) 添付書類において、「拠出金額のドル表記については、 [Redacted] 」及び「各社レターの記載金額は上記を超えているが、金額の内訳は暫定値であり、今後変更になる可能性がある」旨、記載されている。



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

<p>番号</p>	<p>1</p>
<p>質問の内容</p>	<p>「2-1 資金調達計画」における「借入金等に関しては、国内外の金融機関を招聘するシニアローンやメザニンローンで構成する予定である。主幹事(MLA)は選定中である。一定のキャッシュリザーブを確保することによる事業継続性の担保と余剰資金による借入優先弁済も企図したストラクチャーの導入を検討している。」という記述の内容について、詳細が不明なため、具体的な説明を頂きたい。 また、現時点で未確定の情報が見受けられることから、当該記述の現状について、具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>回答</p>	<p>他人資本については、社債発行やメザニンローンにより調達する計画である。資金調達の確実性については、各金融機関などからコミットメントレターを入手しており問題がないと考えている。一方で資金調達コストを下げるために、他人資本の一部をシニアローンに変更することを想定している。そのためのMLAの選定について、CBREの他、大手外資系銀行、国内メガバンクと交渉中である。 また指摘のあった箇所の記事内容については、本プロジェクトの事業収入はカジノ来場者等の需要変動リスクに晒されるため、特に借入金の返済を行う期間においては、需要変動リスクが顕在化した場合に備えて一定程度の積立金を準備することで債務償還能力を担保する予定である。また資金調達方法としてシニアローンを採用した場合は、想定より事業収入が上振れした場合に生じた剰余金を借入金の返済に優先的に充当することを検討している。</p>
<p>再質問(案)</p>	<p>添付資料「予定財務三表の根拠を記載した書類」のうち、「資金調達の条件の記載項目」において、「適用金利」として[ ]との記載があり、一定額のシニアローンによる融資を受けることを計画の前提として置いていると見受けられるところ、以下の点について説明を頂きたい。 ①他人資本のうち、前提としているシニアローンの額はいくらか。(シニアローン以外の額の内訳も併せて説明を頂きたい。) ②①で示したシニアローンについて、「MLAの選定について、…交渉中である」であるにもかかわらず、資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。</p>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号	2
質問の内容	<p>添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[ ]による「[ ]」について、</p> <p>① 文書中において、[ ]を資金拠出する旨の記載はどこにあるのか説明を頂きたい。</p> <p>② [ ]の資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>③ 文書中に、[ ] [ ] [ ]旨の記述があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。</p> <p>④ 文書中に、[ ] [ ]と記述があるが、クレジットレビューやデューデリジェンスはいつ行われる予定なのか、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>⑤ 英文での書面のため、解釈を同じくする日本語翻訳版を提出いただきたい。</p>
回答	<p>① [ ]新たに[ ]が提出されており(添付資料2-1を参照)、[ ]を資金拠出する旨の記載がある。</p> <p>② [ ]投資家候補リストを添付する(添付資料2-2を参照)。 [ ] [ ]</p> <p>③ [ ]での当該箇所は、[ ]に変更されている。 [ ]の性質を踏まえると[ ]による資金調達の確実性は十分であると理解している。</p> <p>④ [ ] [ ]</p> <p>⑤ [ ]及び新たに提出された[ ]の日本語翻訳版を添付する(添付資料2-3、2-4を参照)</p>

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号	2
再質問(案)	<p>【①及び⑤について】            英文で [redacted] と記載のある箇所について、日本語訳では、 [redacted] と記載されているが、 [redacted] の意味は [redacted] という意味であり、 [redacted] を資金拠出するとは記載されていないのではないか、解釈を同じくする日本語訳を改めて確認させていただきたい。</p> <p>【②について】            資金調達の実証性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリストについて、各々の拠出額及び資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を全て提出頂きたい。</p> <p>【③及び④について】            提出のあった [redacted] においても [redacted] [redacted] 旨の記述があるが、なぜ本文書にて [redacted] の資金拠出について、資金調達の実証性があると言えるのか、根拠を具体的に説明頂きたい。            また、 [redacted] [redacted] という記載があるが、現時点での計画が [redacted] にとって満足できるものであるかどうかに関する精査は行われていないという理解でよいか。</p>







# 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

<p>番号</p>	<p>4</p>
<p>質問の内容</p>	<p>添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[ ]による「[ ]」について、</p> <p>① [ ]の資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>② 文書中に、[ ] [ ]という記述があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。</p> <p>③ 英文での書面のため、解釈を同じくする日本語翻訳版を提出いただきたい。</p>
<p>回答</p>	<p>&lt;前提条件&gt; 区域整備計画の申請時点では、添付16「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に記載の通り、資金調達全体の蓋然性の内、資本金[ ]、借入金等[ ]を[ ]の[ ]で説明した。その後、[ ]から追加の[ ]が提出されたため、借入金等[ ]については、[ ]で説明するよう変更している。(添付16の変更案は添付資料4-1を参照)。</p> <p>なお添付16の変更案において、資本金[ ]の資金調達の蓋然性を[ ]の[ ]で説明しているが、大手国内企業・九州内企業等の複数社との出資意向・出資確約に関する交渉を継続している。[ ]から調達予定の資本金[ ]の一部または全部については、当初計画より大手国内企業・九州内企業からの調達に更新する予定であり、最終的に[ ]の出資比率は[ ]となる見込みである。更新が確定次第、改めて報告する予定である。</p> <p>①② [ ]複数の投資家と協議中であり、協議がまとまり次第、[ ]の資金調達予定額分の[ ]取得し、入手次第追って提示する。具体的な投資家候補リストの一部を添付する(添付資料4-2を参照)。 [ ] [ ]また[ ]の企業情報等に関する書類を添付する(添付資料4-3～4-8を参照)。</p> <p>① 日本語翻訳版を添付する。(添付資料4-9を参照)</p>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号	4
再質問(案)	<p>■■■■■について、■■■■■ ■■■■■旨の記載があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。また、資金調達の確実性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリストについて、各々の拠出額及び資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を全て提出頂きたい。</p> <p>■■■■■について、資金調達の確実性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリストについて、各々の拠出額及び資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を全て提出頂きたい。</p>

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

<p>番号</p>	<p>5</p>
<p>質問の内容</p>	<p>添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[ ]による「[ ]」について、</p> <p>① [ ]の資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>② 文書中に、[ ] [ ]という記述があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。</p> <p>③ 文書中に、[ ] [ ] [ ]旨の記述があるが、特定の閾値の内容など、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>④ 英文での書面のため、解釈を同じくする日本語翻訳版を提出いただきたい。</p>
<p>回答 (1/2)</p>	<p>&lt;前提条件&gt; 区域整備計画の申請時点では、添付16「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に記載の通り、資本金全体の80%を占めるCAIJ社経由の出資金拠出(1,402億円)の蓋然性について、[ ]の[ ]で説明した。その後、[ ]から追加の[ ]が提出されたため、資金調達の確実性の向上、ノウハウや管理能力・ガバナンス等の強化、及びより良い組織体制の構築を目的として、CAIJ社経由の出資金拠出(1,402億円)の蓋然性について、[ ]で説明するよう変更している(添付資料4-1)。なお、CAIJ社経由の[ ]の出資拠出意向の総額は、当初計画(1,402億円)を上回っている。</p>



# 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号

5

回答  
(2/2)

①②

[Redacted]

[Redacted]

③

[Redacted]

④日本語翻訳版を添付する(添付資料5-3を参照)。

<参考>

・[Redacted]について

受領している追加の[Redacted]を添付する(添付資料5-4、5-5を参照)。また、資金拠出の根拠として、[Redacted]の顧客である投資家候補リストを添付する(添付資料5-6を参照)。

[Redacted]

・[Redacted]について

受領している追加の[Redacted]の書類を添付する(添付資料5-7～5-11を参照)。

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号	5
再質問(案)	<p>■■■■の資金調達額■■■■について、資金調達の確実性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリストについて、各々の拠出額及び資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を全て提出頂きたい。</p> <p>■■■■による「■■■■」について、■■■■旨の記載があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。</p>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号	6
質問の内容	「Austria Exhibition Expert GmbH」(業務委託内容:MICE誘致支援業務)について、添付書類の「委託契約書の写し又はこれに準ずるもの」及び「委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書」の添付が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
回答	Austria Exhibition Expert GmbH(以下、AEE)の「委託契約書の写し又はこれに準ずるもの」及び「委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書」を添付する(添付資料6-1～6-4を参照)。 <u>ただし、定款のみAEEから未提出であり、入手次第、提示する。</u>

## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号	7
質問の内容	<p>要求基準11において、「本IR事業のうち、カジノ事業以外の事業については、経営判断をIR事業者に留保した上で、経営の一体性を損なわない範囲で第三者に業務委託やテナントのリースを行う予定である。」と記載されているが、経営判断をIR事業者に留保する方法について、業務委託の範囲を含め、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>なお、説明に当たっては、区域整備計画において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会議場施設及び展示等施設においては、運営を総合コンベンション企業へ委託</li> <li>・魅力増進施設においては、企画・業務運営・営業をドワンゴ社及びランドマークス社へ委託</li> <li>・送客施設においては、専門性の高い業務については豊富な経験とノウハウを備えた企業への業務委託</li> <li>・宿泊施設においては、飲食サービスやその他の附帯するサービスを一部運営委託契約</li> <li>・その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設においては、ミュージアムや料飲、物販等の企画及び運営を一部委託</li> </ul> <p>とされていることを踏まえ、IR事業者による「経営」と業務委託事業者による「運営」の意味の違いを明らかにするなど、1～6号施設のそれぞれについて、記載を頂きたい。</p>
回答	<p>IR事業者による「経営」とは、IR事業全体及び各施設の収益責任を持つことである。顧客や企業から発生する売上を計上するのはIR事業者であり、各施設のコスト管理、利益管理もIR事業者の責任下で行われる。よって、IR事業者は各施設の、戦略策定、事業計画・予算作成、KPI設定とモニタリング、施設間・部門間シナジー創出を担当する。また、IR全体の継続的成長の観点から、主としてカジノ収益から得られる利益の再投資も実施する。</p> <p>一方、業務委託事業者による「運営」とは、IR事業者の戦略や事業計画、KPIに従って、委託業務を請負い、施設のコンテンツの企画、開発、運営を行うことを意味する。なお、委託事業者は部分的にIR事業の「運営」を担うものであり、IR事業者の各施設担当部門がIR全体の一体的経営方針の下、委託事業者をコントロールすることになる。</p> <p>前述の方法で、経営判断はIR事業者に留保されると考えており、また諸外国のIR施設も一般的に上記の方法で経営・運営されていると理解している。各施設の業務委託範囲については、区域整備計画上の施設ごとの運営体制に記載されている通りだが、全体像として役割分担を示す資料を添付する(添付資料7-1を参照)。また、IR事業者が業務委託事業者の従業員の出向を受け入れることを想定しているが、利益相反が発生しないようIR事業者の役員および取締役会が監督する体制を構築することにより、経営の一体性が確保できるものと考えている。なお、委託事業者に「運営」の全てを委託することは想定しておらず、運営上発生しうる経営判断はIR事業者の役員や管理監督者等がその任にあたる。</p>



## 第1回質問回答に対する再質問(案)(長崎県)

番号	8
質問の内容	IR事業の一体性及び継続性の観点から、各業務委託の委託期間及び当該委託期間終了後の扱いについて説明を頂きたい。
回答	各業務委託の委託期間については、区域整備計画の認定の有効期間である認定の日から起算して10年までを最大とし、区域整備計画の認定後、委託業務ごとに開業に適した時期に適宜委託を開始する。なお毎年度、委託事業者ごとに設定したKPI等の成果をモニタリングしたうえで契約更新の手続を実施する予定である。各業務委託の委託期間終了後の取扱いについては、能力・費用の観点から問題がない限り原則として契約を継続する方針である。

番号	9
質問の内容	業務委託先に対し、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の事務局(観光庁)からも、業務受託の意思を確認させていただきたいと考えており、業務委託先の連絡先や、日本語でのやり取りが可能な担当者名をお知らせいただきたい。
回答	業務委託先の連絡先や担当者名を添付する(添付資料9-1を参照)。

### 3. 要求基準の確認(形式面)について

---



## (前回委員会資料)申請期間終了後の当面の進め方(案)(現段階の想定)

項目	内容
① 区域整備計画の送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、申請者から提出された区域整備計画について、④で使用する様式と合わせ、お渡しできる範囲を各委員にお渡しする。</li> <li>・この際、情報セキュリティの観点から、一部黒塗り(IR事業者の役員の住所等)を検討する。</li> </ul>
② 審査プロセスの自治体への通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、自治体に対し、区域整備計画の申請を受け付けた旨と、これから審査に入る旨、必要に応じて質問等を行う旨を通知する。</li> </ul>
③-1 要求基準の確認 (形式面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか確認する。(チェックシートに沿った確認)</li> <li>・また、事務局が、区域整備計画に記載されている数字が、添付資料では誤っていないか等の差異を確認する。(この際、事務局は、申請者である地方自治体に対し、上記差異に関する事実関係を確認する。)</li> </ul>
③-2 要求基準の確認 (判断が必要な箇所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、資金調達の確実性が認められるか等の判断が必要な箇所について確認する。(確認内容に沿って行う。必要に応じ、申請者にヒアリングを行う)</li> <li>・この際、事務局は、必要に応じ、内容の適切性について、審査委員会に意見を伺う。</li> </ul>
④ 審査委員による準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③と並行して、各委員が、要求基準19項目の記載事項について、特に確認を要する点等がないか御確認いただく。</li> <li>・また、個別審査へ向けた準備として、担当の項目を議題とする回までに、担当の評価基準ごとに個別審査を実施していただく。</li> </ul>
⑤ 審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③の確認の結果(要求基準の充足状況)を審査委員会に報告</li> <li>・要求基準を全て充足した計画について、以下⑥の内容についての事前説明</li> </ul>
⑥ 申請者のプレゼン日程の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員会の了解の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施</li> </ul>



# 要求基準①

※今回、要求基準1及び2を対象に確認を行った

要求基準	
1	カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。
2	カジノ施設の数が1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていなければならない。
3	IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。
4	IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。
5	都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。
6	区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手續が適切に行われたものでなければならない。
7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。
8	①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていないと認められるものではない。
9	都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。
10	IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。



## 要求基準②

要求基準	
11	カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。
12	施設供用事業が行われる場合には、IR事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。
13	IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものでなければならない。
14	設置運営事業者がIR施設を所有するもの(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有するIR施設を設置運営事業者が使用するもの)とされていなければならない。
15	IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。
16	カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていなければならない。
17	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていなければならない。
18	IR区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていなければならない。
19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあつては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。



## 質問事項(大阪府の区域整備計画)

### ○記載が整合しないものに係る質問事項

確認番号	項目	質問の内容
1	国際会議場施設の規模	区域整備計画(p.4)に記載されている主として国際会議の用に供する室ごとの床面積について、各室の「1室当たり床面積」の最大値を合計すると15,576㎡となる一方、「合計」欄に記載されている最大値は15,600㎡であり、整合がとれていないように見受けられるため、この点について説明を頂きたい。
2	国際会議場施設・展示等施設の規模	国際会議場施設及び展示等施設の規模について、区域整備計画の要求基準1(p.4~5)において記載されている「床面積(暫定計画値)」を合計すると58,315㎡となる一方、評価基準3(p.69)に記載されている両施設の「暫定計画値」を合計すると68,330㎡となり、整合がとれていないように見受けられるため、この点について説明を頂きたい。
3	宿泊施設の規模	客室ごとの床面積について、区域整備計画(p.12)に記載されている客室タイプの「スタンダード」、「スイート」、「ラグジュアリー」の区分別の床面積と、区域整備計画(p.13)に記載されている「スイート客室」の床面積の関係性が不明瞭なため、具体的な説明を頂きたい。
4	宿泊施設の規模	添付書類の平面図上、「スタンダード」、「スイート」、「ラグジュアリー」の区分の別が不明瞭なため、具体的な説明を頂きたい。



## 4. 要求基準の確認(確認内容)について

---

## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、(1)国際会議場施設、(2)展示等施設、(3)魅力増進施設、(4)送客施設、(5)宿泊施設が全て設置・運営されることを確認。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画の要求基準1及び添付資料、評価基準1の解説資料から、カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、(1)国際会議場施設、(2)展示等施設、(3)魅力増進施設、(4)送客施設、(5)宿泊施設が全て設置・運営されることを確認した。</p>



## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考																	
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</p> <p>&lt;1号施設・2号施設&gt;</p> <p>○国際会議場施設・展示等施設 (政令要件)</p> <p>・IR整備法施行令第1条及び第2条において、IRにおける国際会議場及び展示等施設の規模要件が定められており、以下Case1～3のいずれかを満たさなければならないとされている。</p> <table border="1" data-bbox="100 933 1182 1252"> <thead> <tr> <th rowspan="2">Case</th> <th colspan="2">国際会議場施設</th> <th>展示等施設</th> </tr> <tr> <th>最大収容人数</th> <th>施設全体の収容人数</th> <th>総展示面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>概ね1千人以上～3千人未満</td> <td rowspan="3">左記の2倍以上</td> <td>概ね12万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>概ね3千人以上～6千人未満</td> <td>概ね6万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>概ね6千人以上</td> <td>概ね2万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	Case	国際会議場施設		展示等施設	最大収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積	1	概ね1千人以上～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万㎡以上	2	概ね3千人以上～6千人未満	概ね6万㎡以上	3	概ね6千人以上	概ね2万㎡以上	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画の内容から、国際会議場施設・展示等施設について、政令要件を満たしていることを確認した(左記のCase3)。</p>
Case		国際会議場施設		展示等施設															
	最大収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積																
1	概ね1千人以上～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万㎡以上																
2	概ね3千人以上～6千人未満		概ね6万㎡以上																
3	概ね6千人以上		概ね2万㎡以上																

## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</li> </ul> <p>&lt;1号施設・2号施設&gt;</p> <p>○国際会議場施設・展示等施設</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会議場施設の収容人数について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。</li> <li>・展示等施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。</li> </ul>	<p>申請者に要確認。</p>	<p><b>【質問】</b></p> <p>各施設の施設構成について、6号施設と位置づけのある共有バックヤードと各号施設のバックヤードが図面上に混在しており、住み分けの考え方が必ずしも明らかではないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p> <p>(チェックリストに基づく確認で、国際会議場施設及び展示等施設に関し、床面積の数字の整合性に関する質問を作成)</p>



## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</p> <p>&lt;3号施設&gt;</p> <p>○魅力増進施設</p> <p>(政令要件)</p> <p>・IR整備法施行令第3条において、IRにおける魅力増進施設の要件が定められており、以下について満たさなければならないとされている。</p> <p>・我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする。</p> <p>(留意点)</p> <p>・提供コンテンツの内容が、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うものとなっており、我が国の観光の魅力の増進に無関係なものとなっていないか。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画の内容から、魅力増進施設について、政令要件を満たしていることを確認した。</p>

## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていない。</p> <p>&lt;3号施設&gt;</p> <p>○魅力増進施設</p> <p>(留意点)</p> <p>・魅力増進施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p><b>【質問】(再掲)</b></p> <p>各施設の施設構成について、6号施設と位置づけのある共有バックヤードと各号施設のバックヤードが図面上に混在しており、住み分けの考え方が必ずしも明らかではないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p>



## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</p> <p>&lt;4号施設&gt; ○送客施設 (政令要件)</p> <p>・IR整備法施行令第4条において、IR施設における送客施設の要件が定められており、以下を満たさなければならないとされている。</p> <p>(1) 利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(留意点)</p> <p>・上記(1)の規模について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>○送客施設に係る政令要件のうち、(1)について</p> <p><b>【質問】</b></p> <p>送客施設の規模に関し、区域整備計画の要求基準1において、「来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備える」と記述があり、</p> <p>①対面による情報提供及びサービスの手配のための設備の規模は、210㎡(床面積、暫定計画値)</p> <p>②待合の用に供する設備の規模は、390㎡(床面積、暫定計画値)</p> <p>とされているが、当該①及び②に係る設備の規模が適当である根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>



## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>&lt;4号施設&gt; ○送客施設 (政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR整備法施行令第4条において、IR施設における送客施設の要件が定められており、以下を満たさなければならないとされている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(2) 次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができること。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的效果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務</li> <li>ロ 目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項(二において「観光資源等」という。)に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮した適切な方法により提供する業務</li> <li>ハ 利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務</li> <li>ニ 観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約、料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能について、区域整備計画に記載された内容が政令要件を全て満たしているか。</li> </ul>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画の内容から、送客施設に係る政令要件のうち(2)を確認した。</p>



## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていない。</p> <p>&lt;4号施設&gt;</p> <p>○送客施設</p> <p>(留意点)</p> <p>・送客施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>【質問】(再掲)</p> <p>各施設の施設構成について、6号施設と位置づけのある共有バックヤードと各号施設のバックヤードが図面上に混在しており、住み分けの考え方が必ずしも明らかではないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p>

## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</p> <p>&lt;5号施設&gt;</p> <p>○宿泊施設 (政令要件)</p> <p>・IR整備法施行令第5条において、IRにおける宿泊施設の要件が定められており、以下(1)及び(2)を満たさなければならないとされている。</p> <p>(1) 全ての客室の床面積の合計が概ね10万m<sup>2</sup>以上であること</p> <p>(2) (略)</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画の内容から、宿泊施設に係る政令要件のうち(1)を確認した。</p>



## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</p> <p>&lt;5号施設&gt;</p> <p>○宿泊施設 (政令要件)</p> <p>・IR整備法施行令第5条において、IRにおける宿泊施設の要件が定められており、以下(1)及び(2)を満たさなければならないとされている。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の事項について、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること</p> <p>イ 客室のうち最小のものの床面積(スイートルーム以外の最小面積)</p> <p>ロ 独立的に区画されたそれぞれ一以上の居間及び寝室を有する客室のうち最小のものの床面積(スイートルームの最小面積)</p> <p>ハ 客室の総数に占めるスイートルームの割合</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>○宿泊施設に係る政令要件のうち、(2)について</p> <p><b>【質問】</b>          宿泊施設に関し、区域整備計画の要求基準1において、「最低客室床面積をスタンダードルームは概ね30m<sup>2</sup>以上、スイートルームは概ね65m<sup>2</sup>以上に設定し、スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。」と記述があるが、これらの事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものである根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>

## 要求基準1 確認結果

### 【要求基準1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。</p> <p>&lt;5号施設&gt;</p> <p>○宿泊施設</p> <p>(留意点)</p> <p>・宿泊施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。</p>	<p>申請者に要確認。</p>	<p>【質問】(再掲)</p> <p>各施設の施設構成について、6号施設と位置づけのある共有バックヤードと各号施設のバックヤードが図面上に混在しており、住み分けの考え方が必ずしも明らかではないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p> <p>(チェックリストに基づく確認で、宿泊施設の客室の床面積の数字の整合性に関する質問を作成)</p>



## 要求基準2 確認結果

### 【要求基準2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計

カジノ施設の数か1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていなければならない。

大阪府

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の留意点を踏まえつつ、カジノ施設の数か1を超えず、ゲーミング区域の床面積の合計がIR施設の床面積の合計の3%以内であるか確認する。</li> </ul>	申請者に要確認。	<p><b>【質問】</b></p> <p>6号施設のうち、「その他リテール」、「飲食施設」、「駐車場」及び「共通バックヤード」について、工程表において工区ごとの工事工程の記載が見当たらず、カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものであることが確認できないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計については、その他国内外の観光客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設や立体駐車場等の附帯施設を含めて算出するところ、これらの施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものではないか。</li> </ul>	申請者に要確認。	<p><b>【質問】(再掲)</b></p> <p>各施設の施設構成について、6号施設と位置づけのある共有バックヤードと各号施設のバックヤードが図面上に混在しており、住み分けの考え方が必ずしも明らかではないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p>



## 申請者の信用・ネガティブ情報の調査方法について

○国内外の企業や個人の信用・ネガティブ情報のデータベースを提供している「東京商エリサーチ(TSR)」のサービスを活用し、調査対象とする企業の情報をデータベースから抽出し、内容を確認した。

### 【東京商エリサーチ(TSR)について】

- 国内の大手企業信用調査会社で、独自調査による国内企業データベースのほか、米国の大手信用調査会社「ダン・アンド・ブラッドストリート(D&B)」と提携することにより、世界最大規模の企業データベース(全世界240カ国超、4億件超)から情報を提供。
- 諸外国のゲーミング当局において、D&Bを活用したIR事業者に対する廉潔性調査を行っている。

### 【実施した調査について】

内容	地域	調査方法
企業の信用調査	国内	TSRが有するデータベースからレポートを取得し、調査。 (TSRデータベースに登録がない場合、D&Bデータベースから取得。)
	海外	D&Bが有するデータベースからレポートを取得し、調査。
企業のネガティブ情報調査	国内	TSRのコンプライアンス・メディアサーチ機能を利用し、新聞・雑誌(約100媒体、約30年分)から、コンプライアンス検索ワードと当該者を合わせて検索し、ネガティブ情報の有無を調査。
	海外	D&Bのコンプライアンス・チェック機能を利用し、世界各国の制裁リスト、訴訟記録、数万以上のメディア情報等で構成されるデータベースから、当該者のネガティブ情報の有無を調査。



## 申請者の信用・ネガティブ情報の調査対象について(大阪府)

○IR事業者・出資者・融資金融機関の信用調査を行った。

### 【企業】

対象企業	大阪	信用調査		ネガティブ情報確認		
		実施	結果(懸念点)	実施	結果(懸念点)	
出資者	IR事業者	大阪IR株式会社	○	特になし	○	特になし
	主要・中核株主	合同会社日本MGMリゾート (間接的に100%を保有するMGM Resorts Internationalも含む)	○	特になし	○	特になし
		オリックス株式会社	○	特になし	○	特になし
	少数株主 (5%未満)	20社	× (※)	—	○	—
融資金融機関	・株式会社三菱UFJ銀行 ・株式会社三井住友銀行		○	特になし	○	特になし

### 【個人】

申請者の代表・役員・議決権保有者等については、要求基準8の添付資料において、

- ・ 大阪府警察本部による暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会
- ・ 民間調査会社の調査結果

が提出されていることから、ネガティブ情報確認については対象外とした。

## 5. 審査のスケジュールについて

---



## (過去の委員会資料) 審査の進め方まとめ(現段階の想定)

### 要求基準による審査

- ・事務局は、計画に記載漏れ等不備がないか、要求基準に合致しているかどうか、内容を確認。
- ・事務局は、審査結果を審査委員会に説明。了承の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施。

(委員会)

### 評価基準による審査

- ・事務局は、計画に記載漏れ等不備がないか、内容を確認。

- ・各委員が、担当の評価基準の項目毎に初回審査を実施。(初回審査はコメントのみで採点を行わない)
- ・審査委員会を開催し、その結果について説明いただく。

(委員会 6/20, 7/8, 7/25)

- ・各委員は、初回審査内容を参考に、初回採点を実施。

提出目途：8/2

- ・全委員の採点結果を共有。(委員名は匿名(A委員、B委員等とシャッフルして標記))
- ・今後のプレゼンテーションに向け、申請者への確認項目を審議いただく。

(委員会 8/9)

- ・申請者からの提案概要のプレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーション終了後、委員会として振り返りを行う。

(委員会 9/16)

- ・プレゼンテーションの結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正し、事務局に提出。

提出目途：9/28

- ・全委員の採点結果を共有し、議論。(委員名は匿名(A委員、B委員等とシャッフルして標記))
- ・議論結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正。採点結果を決定する。
- ・審査講評の骨子を確認いただく。

(委員会 10/3)

- ・審査講評や、公表する委員会資料(資料、議事要旨)について、委員会で確認いただく。

(委員会 10/28, 11/7)

- ・審査委員会として、審査講評を国土交通大臣に提出。(資料公表のタイミングは別途検討)



# 個別審査の第1回、第2回、第3回の別(案)

□ : 第1回

□ : 第2回

□ : 第3回

- 個別審査の結果について、3回の審査委員会(第1回:6月20日、第2回:7月8日、第3回:7月25日)に分けて、委員に説明いただく予定。
- 各回の審査に向けて、各委員において個別審査のご準備を頂く。

評価基準(配点)
①IR区域全体のコンセプト(30点)
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)
③IR施設の規模(10点)
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)
⑤MICE施設の規模(20点)
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)
⑧魅力増進施設(50点)
⑨送客施設(50点)
⑩宿泊施設の規模(20点)
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)
⑮IR区域への交通利便性(5点)
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)
⑱地域経済への効果(50点)
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)
㉑財務の安定性(50点)
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)



## 個別審査に係る審査委員会の流れ

○個別審査の進め方については、以下のとおり。

- ・6月9日以降、各委員において担当する評価項目ごとに審査をいただき、コメントを準備し、担当回の審査委員会(計3回)にて説明。
- ・各委員において、全評価基準(25項目)の初回採点を行っていただき、8月9日の審査委員会にて初回採点の共有及び申請者への確認事項をとりまとめ、8月後半に申請者(自治体)に確認事項を送付予定。

### ①6/9(水)以降 個別審査準備

- 6/20(月)以降の審査委員会に向けて、委員において、担当する評価基準ごとに計画・添付書類・解説資料を確認し、計画を審査いただく。
- 担当回の審査委員会での個別審査に向けてコメントを作成いただく。

### ②6/20(月), 7/8(金), 7/25(月) 審査委員会当日

- 審査委員会当日は、計画のポイント等の必要資料を事務局にて簡単に説明し、その後、評価基準ごとに個別審査結果についてコメント(申請者への確認事項を含む。)を頂く。
- 各回の評価基準全てのコメントが出た後、委員の皆様方にご議論いただき、それを踏まえ、委員会終了後、全委員に各回分の仮採点を付けておいていただく。

### ③8/2(火)目途 初回採点の提出

- 全3回の個別審査に係る審査委員会が終了した後、1週間程度の調整期間を挟み(8/2(火)目途)、全委員から全評価基準(25項目)に係る初回採点結果を事務局に提出いただく(各回ごとの事務局への提出は不要。)

### ④8/9(火) 審査委員会

- 全委員の初回採点結果の共有
- 申請者への確認事項をとりまとめる(9/16(金)に予定している申請者からのプレゼンテーションにおいて直接回答いただく質問、その他事前に紙面にて回答いただく質問に分類する。)
- 9/16(金)に予定している申請者からのプレゼンテーションの方法についてご確認いただく。
- 8月前半に申請者(自治体)に確認事項を送付予定(9月上旬目途で回答いただく。)



## 評価基準の個別審査における委員のコメントについて

- 評価基準の個別審査においては委員による採点を行わず、コメントのみをいただくこととしている。
- ここでいただいたコメントを基に、審査講評を作成していくことになる。
- これを踏まえ、コメントの分量・内容については、他事業における審査講評も参考に、可能な限り列挙いただきたい。

### <他事業における審査講評(例)>

#### ■新国立競技場整備事業技術提案等審査委員会

ユニバーサルデザインの計画について、

- A者においては、車椅子利用者のサイトラインへの配慮などを評価する意見がある一方で、トイレや階段の配置に課題が残る、動線のわかりにくさなどに不安が残るとの意見があった。
- B者においては、動線やサイン計画が明快でわかりやすいと評価する意見がある一方で、避難時に最上段観客席から客席階段を長距離降りることについて不安が残るとの意見があった。

### <コメント様式のイメージ>

※個別審査以降に実施する採点が推測され、先入観を与えるような記載とならないよう留意いただきたい。

※計画間の比較ではなく、当該計画の評価となるよう留意いただきたい。

評価基準	評価コメント
1. IR区域全体のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"><li>• ……</li><li>• ……</li><li>• ……</li></ul>
2. IR区域内の建築物のデザイン	<ul style="list-style-type: none"><li>• ……</li><li>• ……</li><li>• ……</li></ul>



## 評価基準の初回採点について

- 各委員の個別審査のコメントを参考に、全委員が全評価基準の初回採点を実施。
- 下記の採点評語をもとに評価・採点・コメントを作成。

### <採点の評語>

評価	評価結果	採点の計算
S	極めて優れている。	配点 × 100%
A	非常に優れている。	配点 × 80%
B	優れている。	配点 × 60%
C	やや優れている。	配点 × 40%
D	わずかに優れている。	配点 × 20%
E	優れているとは認められない。	配点 × 0%

※ 評価項目ごとに、原則6段階の評価にて採点。委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(S'、A'、B'、C'、D')を認める。  
(例えば、A'は、AとBの間の中間評価で配点 × 70%で採点)

# 評価基準の初回採点について

<採点様式のイメージ>

委員名: ●● ●●

評価項目		配点	評価	得点	評価コメント
フェアトレード	ユニバーサルデザイン、多文化共生	15点	S	15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● .....</li> <li>● .....</li> <li>● .....</li> </ul>
	環境負荷低減	10点	A	8点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● .....</li> <li>● .....</li> <li>● .....</li> </ul>
	フェアトレード、多文化共生	5点	B	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● .....</li> <li>● .....</li> <li>● .....</li> </ul>

※ 評価コメントについては、個別審査を担当する評価基準以外は必ずしも記入いただく必要はございません。気になる点がございましたら、コメントしてください。